

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
不動産売買契約（陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地に係る用地取得）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月10日	瀬戸内町長鎌田愛人 大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23	5000020465259	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	10,100,000 円	10,100,000 円	100.00%					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
不動産売買契約（航空自衛隊新田原基地）	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
不動産売買契約 (航空自衛隊新田原基地)	支出負担行為担当官 熊本防衛支局長 宮川 真一郎 熊本市東区東町1-1-1	令和7年2月17日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				